

令和 8 年 3 月 17 日

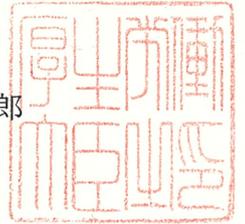
厚生労働省発雇均0316第 4 号

令和 8 年 3 月 16 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成14年政令第292号）第7条第2項の規定に基づき、下記について、貴会の意見を求める。

記

令和 8 年度に係る中小企業退職金共済法第10条第 2 項第 3 号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 2 条第 1 項第 3 号ロ（1）の支給率を0.0061とすること。

一般の中小企業退職金共済事業の収支状況の推移

(単位：億円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 〔見込み〕
収入	4,640	4,397	6,694	4,495	5,485
掛金収入等	4,169	4,230	4,247	4,274	4,305
運用収入等	414	108	2,392	168	1,119
その他	57	58	55	53	62
支出	4,685	5,194	4,837	5,417	4,924
退職金支出等	3,747	3,841	4,055	4,207	4,360
責任準備金等の増	850	819	665	498	397
運用費用等	4	468	4	586	3
その他	84	65	114	125	164
当期損益金	△ 45	△ 797	1,856	△ 921	561
累積剰余金/累積欠損金	5,272	4,475	6,331	5,410	5,971

(注) 令和6年度見込みの算定方法については別紙のとおり。

令和7年度収支の見込みの算定について

1. 掛金収入、退職金支出等

令和7年11月末までの掛金収入、退職金支出等の実績値に同年12月～令和8年3月の推計値を加算した。推計値については、過去3か年の平均値を用いた。

2. 責任準備金額

1の推計結果から令和8年3月末に見込まれる各被共済者に係る責任準備金額を算定し、すべての者について合計した。

3. 運用収入

(1) 自家運用

令和7年12月末時点で保有している資産及び令和8年1月～3月に購入予定の資産について、令和8年1月～3月の利払日や償還日のデータから運用収入を推計した。

(2) 委託運用

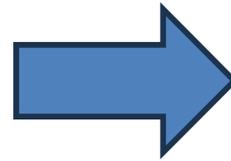
令和8年1月末時点の時価額を基に、次のとおり、ベンチマーク収益率の過去の統計的データから、3月末時点の時価額を推計した。

2月の収益率：資産ごとの2月ベンチマーク収益率を用いた。

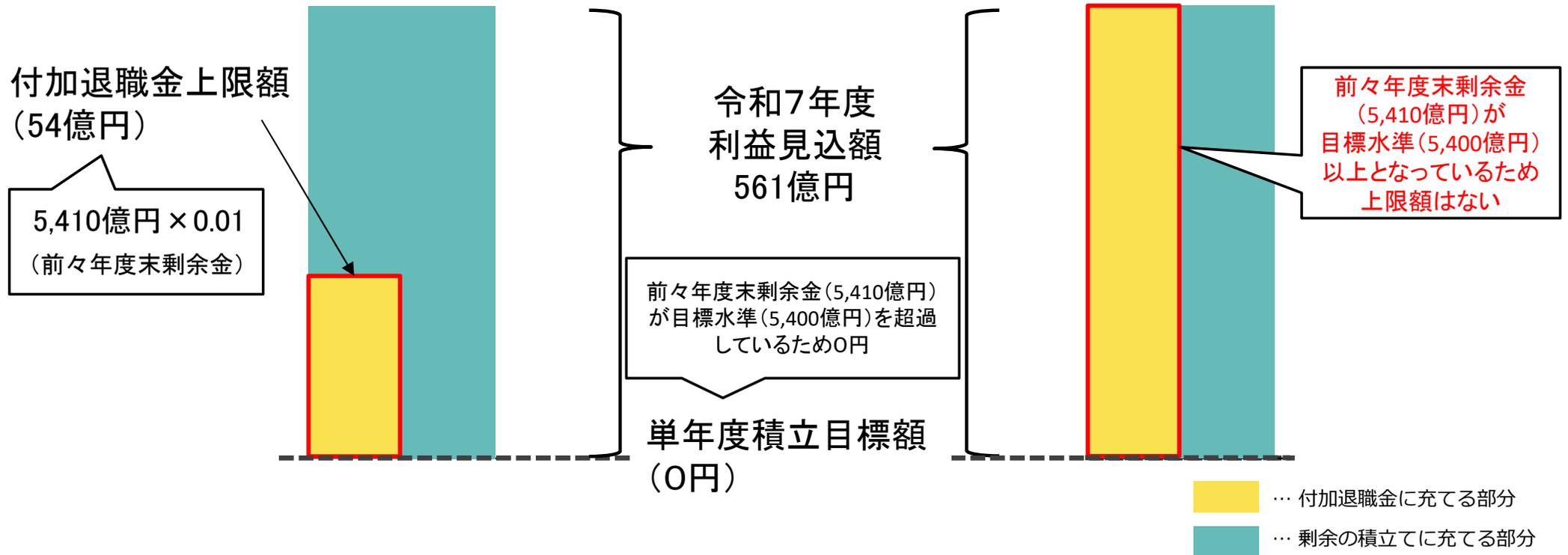
3月の収益率：資産ごとの過去5か年のベンチマーク収益率の「平均値」及び「標準偏差」を用いて、
「3月の収益率」＝「平均値」－2×「標準偏差」
として、安全率を加味して推計した。

令和8年度の付加退職金支給率について

＜従来の支給ルール＞
付加退職金支給額: 54億円



＜新しい支給ルール＞
付加退職金支給額: 280億円



令和8年度 付加退職金支給額: 561億円 ÷ 2 = 280億円
(付加退職金支給額反映後の令和7年度の累積剰余金見込額は5,690億円)

$$\begin{aligned} \text{令和8年度支給率(案)} &= \frac{280\text{億円(付加退職金支給額)}}{46,064\text{億円(仮定退職金総額)}} \\ &= 0.0061 \end{aligned}$$

剰余金の積立て及び付加退職金支給ルール

- 各年度の前々年度の決算における累積剰余金の額の5,400億円(※1)に対する不足額（累積剰余金が5,400億円(※1)を超過している場合は0とする）を、各年度の前年度から2027（令和9）年度までの残存年数で除した値を各年度における目標額（単年度目標額）とする。
- 各年度の前年度の利益金の半額を各年度の付加退職金に充てるが、利益金が単年度目標額の2倍を下回る場合は、単年度目標額を優先的に剰余金の積立てに充てる。また、付加退職金に充てる額の上限を「前々年度の決算における累積剰余金の額×0.01(※2)」とする（ただし、前々年度の決算における累積剰余金が5,400億円(※1)以上の場合を除く）。

◆ 単年度目標額の計算式

$$\text{各年度の単年度目標額} = \frac{5,400\text{億円} - \text{前々年度剰余金}}{2027\text{年度} - \text{前年度} \text{ (2027年度までの残存年数)}}$$

※分子がマイナスの場合はゼロ

- ◆ 前年度利益見込額の2分の1を付加退職金に充てる

- ◆ 単年度目標額は優先して剰余金の積立てに充て、付加退職金に充てる額の上限は剰余金×0.01とする

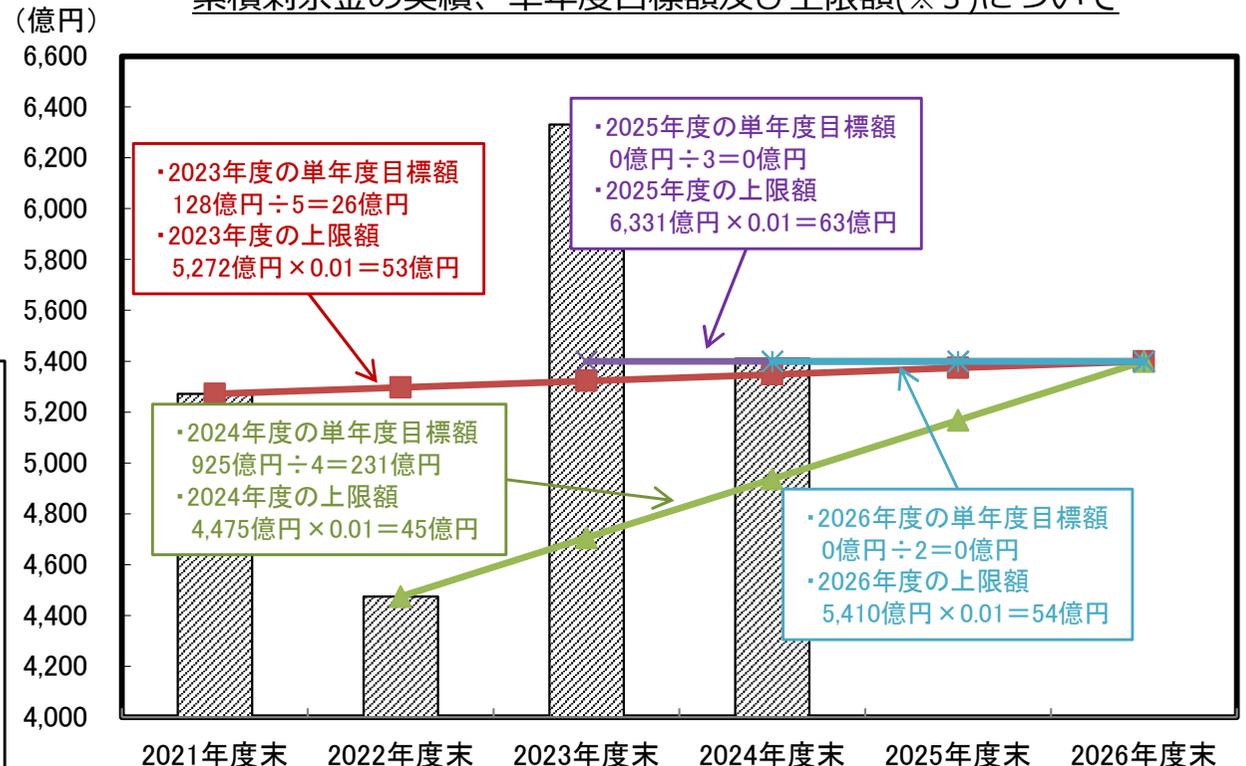
- ◆ 剰余金が5,400億円以上の場合には上限は適用しない

… 付加退職金に充てる部分
 … 剰余金の積立てに充てる部分

前年度利益見込額



累積剰余金の実績、単年度目標額及び上限額(※3)について



(※1) 令和4年度の財政検証を踏まえ、資産の保有するリスクに見合った水準の剰余金として定めた額（剰余金の目標水準）

(※2) 予定運用利回りに相当する率

(※3) 前々年度の決算における累積剰余金が5,400億円以上の場合、上限額は適用されない。